

議会改革検討委員会

第7回報告書

【報告事項】

同意人事案件への議会の関与のあり方

平成29年 4月20日

川崎市議会議会改革検討委員会

1 検討結果

当検討委員会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、検討委員会としての結論に至った。

- ・ 委員会付託を省略する議会の同意を必要とする人事案件については、代表質問をはじめとする他の議案の答弁調整との重複を避け、適切な議案研究の時間を確保したいと考える。

2 議論の概要

- ・ 人事案件については、「あまり質疑を掘り下げると、個人生活等に及びやすいので注意を要する。しかし、議員としては質疑の範囲を逸脱しない限り、別段制約されるものではない。議会の慣行として、人事案件に関しては、質疑、委員会付託及び討論を省略するということが多いが、理由としてはあまり究明すると選任又は任命される人物に対する感情的な論難攻撃にもなりかねないので、そのような取り扱いをしている。」（「詳細議員提要」（ぎょうせい））との考えが示されており、取り扱いには注意を要する。
- ・ 他の政令指定都市において、人事案件を委員会に付託している都市はないが、本市議会においては、議会運営の申し合わせにより、一部の人事案件を委員会に付託し、委員会において審査を行っている。
- ・ 委員会付託を省略する人事案件の提出に当たっては、市長は議会運営委員会に出席し説明している。
- ・ 通常、委員会付託を省略する人事案件は、本会議初日または本会議の採決日に上程され、説明、質疑ののち、委員会付託を省略し、直ちに採決を行っている。
- ・ 過去に任期の関係で、任期満了直前の本会議において採決するため、代表質問2日目に上程し、説明、質疑ののち採決を行った例があったが、議案の提出から採決まで時間的余裕がなく、また、代表質問と当該議案への代表質疑に係る答弁調整の日程が重複してしまったため、議会として十分な調査研究を行うための時間を確保することが困難な状況であった。
- ・ また、議案を提出した執行部も、代表質問への対応とあわせて、人事案件に関する代表質疑の答弁調整等が重複し、議会及び執行部双方において、適切な対応ができなかった。
- ・ 検討委員会では、同意人事案件の取り扱いについて協議を行い、委員会付託を省略する同意人事案件については、代表質問をはじめとする他の議案の答弁調整との重複を避け、適切な議案研究の時間を確保したいとの結論に至った。

資 料 編

- 「同意人事案件への議会の関与のあり方」に関する提案趣旨
（民進みらい）----- 3

- 人事議案について----- 4

- 政令指定都市における同意人事案件の取扱いの状況----- 5

- 人事案件に関する取扱いについて（平成29年2月現在）----- 6

- 委員会付託を行わない人事案件概要----- 7

検討項目「同意人事案件への議会の関与のあり方」に関する

提案趣旨（民進みらい）

人事議案の提出に当たっては、代表質問と審議日程が重複することは避け、時間的余裕を持って、しっかりと議論できる日程を調整・確保した上で提出されるべきである。

人事議案について

人事議案とは、地方公共団体の長が、議会の同意を得て選任し、又は任命する人事に関し、議会同意を得るために提出する議案のことをいう。(ぎょうせい：地方議会運営辞典)

人事案件は、あまり質疑を掘り下げると、個人生活等に及びやすいので注意を要する。しかし、議員としては質疑の範囲を逸脱しない限り、別段制約されるものではない。議会の慣行として、人事案件に関しては、質疑、委員会付託及び討論を省略するところが多いが、理由としてはあまり究明すると選任又は任命される人物に対する感情的な論難攻撃にもなりかねないので、そのような取り扱いをしている。(ぎょうせい：詳細議員提要)

川崎市議会での取り扱い（議会運営の手引き【抜粋】）

100 議会の同意を必要とする人事案件は、おおむね次のとおりである。

(1) 副市長

(2) 教育長

(3) 教育委員会委員

(4) 監査委員

(5) 人事委員会委員

(6) 人権擁護委員

(7) 固定資産評価員

(8) 固定資産評価審査委員会委員（総務委員会に付託）

(9) 土地利用審査会委員（総務委員会に付託）

(10) 消費者行政推進委員会委員（総務委員会に付託）

(11) 神奈川県公安委員会委員のうち市長の推薦する委員

(12) 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員（総務委員会に付託）

(13) 川崎市市民オンブズマン

(14) 川崎市資産公開等審査会委員

(15) 川崎市人権オンブズパーソン

(16) 川崎市行政不服審査会委員（総務委員会に付託）

101 前項の案件中、(8)、(9)、(10)、(12)及び(16)については本会議における説明、質疑ののち、委員会に付託する。

102 前項以外の人事案件については、説明、質疑（意見等があれば併せて行う。）ののち、委員会付託を省略し、直ちに採決する。

103 委員会付託を省略する人事案件の提出にあたっては、市長は議会運営委員会に出席して、説明をする。

政令指定都市における同意人事案件の取扱いの状況

平成 29 年 2 月現在

1 議案の提出時期

当初提出	3 市	仙台市、さいたま市、名古屋市
追加提出	13 市	札幌市、千葉市、横浜市、相模原市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市
当初又は追加提出	4 市	新潟市、静岡市、熊本市、川崎市

2 本会議での取り扱いを決める会議（議運等）から採決までの期間

約 1 週間～ 2 週間	6 市	札幌市、仙台市、さいたま市、相模原市、京都市、熊本市
1～2 日	9 市	千葉市、静岡市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、川崎市
0 日（当日）	5 市	横浜市、新潟市、浜松市、大阪市、福岡市

3 申し入れの時期（議案提出日を基準として）

1 週間 以上前	12 市	札幌市、仙台市、さいたま市、横浜市、相模原市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、熊本市
1 週間 以内	8 市	千葉市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、北九州市、福岡市、川崎市

4 委員会付託の有無

委員会 付託あり	1 市	川崎市
委員会 付託なし	19 市	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

人事案件に関する取扱いについて

H29. 2現在

		議案の提出時期	本会議での取り扱いを決める会議(議運等)から採決までの期間	申し入れの時期 (本会議への議案提出日から起算)	委員会付託の有無	本会議での質疑	本会議での討論
1	札幌市	追加提出 (※採決日即決)	約1週間	1週間前	無	行っていない (過去に行った例有)	行っていない (過去に行った例有)
2	仙台市	当初提出 (※初日即決)	約1週間	9日前	無	行っていない (本会議初日開会前に開催する 全員協議会で質疑を行っている)	行っていない (過去に行った例有)
3	さいたま市	当初提出 (※任期に合わせ、 即決)	約1週間	8日前	無	行っていない	行っていない
4	千葉市	追加提出 (※採決日即決)	1日	2日前	無	行っていない (全員協議会で質疑を行った例有)	行っている
5	横浜市	追加提出 (※採決日即決)	0日(当日)	約1か月前	無	行っている	行っている
6	相模原市	追加提出 (※採決日即決)	約2週間	1週間前	無	行っている	行っている
7	新潟市	当初又は追加提出 (※任期に合わせ、 即決)	0日(当日)	採決日の数日前 (直前になる場合が多い)	無 (過去に付託した例有)	行っていない	行っていない
8	静岡市	当初又は追加提出 (※任期に合わせ、 即決)	(追加で即決の場合) 1日	(追加で即決の場合) 3～4日前	無	行っている	行っている
9	浜松市	追加提出 (※採決日即決)	0日(当日)	1日前	無	行っていない (全員協議会で質疑を行った例有)	行っている
10	名古屋市	当初提出 (※採決日即決)	2日	開会の2日前	無 (過去に付託した例有)	行っていない	行っていない (過去に行った例有)
11	京都市	追加提出 (※採決日即決)	約1週間	1週間前	無	行っていない	行っていない (過去に行った例有)
12	大阪市	追加提出 (※採決日即決)	0日(当日)	1週間～10日前	無	行っていない (過去に行った例有)	行っていない (過去に行った例有)
13	堺市	追加提出 (※採決日即決)	2日	2週間～1ヶ月前	無	行っていない (過去に行った例有)	行っていない (過去に行った例有)
14	神戸市	追加提出 (※採決日即決)	1日	1～2週間前	無 (過去に付託した例有)	行っていない (過去に行った例有)	行っていない (過去に行った例有)
15	岡山市	追加提出 (※採決日即決)	1日	告示の4日前	無	行っていない	行っていない (過去に行った例有)
16	広島市	追加提出 (※採決日即決)	2日	約1週間前	無	行っている	行っている
17	北九州市	追加提出 (※採決日即決)	2日	上程直前	無	行っている	行っていない (過去に行った例有)
18	福岡市	追加提出 (※採決日即決)	0日(当日)	概ね2～3日前	無	行っている	行っている
19	熊本市	当初又は追加提出 (※任期に合わせ、 即決)	約2週間	告示1週間前	無	行っている	行っている
20	川崎市	当初又は追加提出 (※即決又は 委員会付託)	(追加で即決の場合) 1日	(追加で即決の場合) 3日～6日前	有 (申し合わせにより 区別)	行っている	行っている

○委員会付託を行わない人事案件概要

	議決対象者	任期	採決日
(1)副市長	三浦 淳 副市長	H26.04.01～H30.03.31	4年 平成 26 年 3 月 24 日 (第 1 回定例会採決日：本会議第 5 日) 平成 25 年 12 月 18 日 (第 4 回定例会採決日：本会議第 4 日) 平成 28 年 3 月 18 日 (第 1 回定例会採決日：本会議第 5 日)
	菊地義雄 副市長	H26.01.01～H29.12.31	
	伊藤 弘 副市長	H28.04.01～H32.03.31	
(2)教育長	渡邊直美 教育長	H28.04.01～H31.03.31	3年 平成 28 年 3 月 18 日 (第 1 回定例会採決日：本会議第 5 日)
(3)教育委員会委員	吉崎静夫 教育長職務代理者	H28.10.01～H30.09.30	2年 平成 28 年 9 月 15 日 (第 3 回定例会代表質問 2 日目：本会議第 4 日)
	濱谷由美子 委員	H26.04.03～H30.04.02	4年 平成 26 年 3 月 24 日 (第 1 回定例会採決日：本会議第 5 日)
	前田博明 委員	H28.04.01～H31.03.31	3年 平成 28 年 3 月 18 日 (第 1 回定例会採決日：本会議第 5 日)
	小原 良 委員	H28.04.01～H32.03.31	4年 平成 28 年 3 月 18 日 (第 1 回定例会採決日：本会議第 5 日) 平成 28 年 9 月 15 日 (第 3 回定例会代表質問 2 日目：本会議第 4 日)
	中村 香 委員	H28.10.01～H32.09.30	
(4)監査委員	村田恭輔 代表監査委員	H25.10.01～H29.09.30	4年 平成 25 年 9 月 12 日 (第 3 回定例会代表質問 2 日目：本会議第 4 日)
	植村京子 委員	H27.08.01～H31.07.31	平成 27 年 7 月 2 日 (第 3 回定例会採決日：本会議第 5 日)
	坂本 茂 委員 (※議員選出)	H27.06.15～	-
	織田勝久 委員 (※議員選出)		
(5)人事委員会委員	秦野純一 委員長	H25.10.15～H29.10.14	4年 平成 25 年 10 月 3 日 (第 3 回定例会採決日：本会議第 4 日) 平成 26 年 10 月 10 日 (第 3 回定例会採決日：本会議第 5 日) 平成 27 年 10 月 14 日 (第 4 回定例会採決日：本会議第 5 日)
	坂本正之 委員長職務代理者	H26.10.15～H30.10.14	
	魚津利興 委員	H27.10.15～H31.10.14	
(6)人権擁護委員	各区 6 人 計 42 人	—	3年 各定例会採決日
(7)固定資産評価員	川腰賢司 評価員	H28.11.1～	— 平成 28 年 10 月 17 日 (第 3 回定例会採決日：本会議第 6 日)
(11)神奈川県公安委員会委員	草壁悟朗 委員	H27.12.25～H30.12.24	3年 平成 27 年 12 月 15 日 (第 5 回定例会採決日：本会議第 5 日)
(13)市民オンブズマン	南 敏文 代表市民オンブズマン	H28.01.01～H30.12.31	3年 平成 27 年 12 月 15 日 (第 5 回定例会採決日：本会議第 5 日) 平成 28 年 3 月 18 日 (第 1 回定例会採決日：本会議第 5 日)
	蒲谷亮一 市民オンブズマン	H28.04.01～H31.03.31	
(14)資産公開等審査会委員	青木恵美子 委員	H27.11.01～H29.10.31	2年 平成 27 年 10 月 14 日 (第 4 回定例会採決日：本会議第 5 日)
	安藤 肇 委員		
	越智多佳子 委員		
	田中万理 委員		
	山村弘樹 委員		
(15)人権オンブズパーソン	小島 衛 代表人権オンブズパーソン	H28.04.01～H31.03.31	3年 平成 28 年 3 月 18 日 (第 1 回定例会採決日：本会議第 5 日) 平成 26 年 3 月 24 日 (第 1 回定例会採決日：本会議第 5 日)
	小坏淳子 人権オンブズパーソン	H26.04.01～H29.03.31	